

# 2009 年度財政法スケジュール第 46 上級経理担当役員の個人的責任

## 英国予算案発表後どのような変更が行われたか？

2009 年度財政法スケジュール第 46 により、一定の条件を満たす法人およびグループの上級経理担当役員(SAO)は、正確な税務申告書の作成を目的として、自社の会計システムが適正であることを検証、維持、監視するための合理的な手続きをとらなければならないという義務が導入されました。また、SAO はその会計システムが適正か否かに関する証明書を各会計年度ごとに歳入関税庁に提出しなければなりません。不注意、あるいは故意にこの新たな義務を怠った場合には、SAO 個人にペナルティーが課されることとなります。

英国予算案発表後、この法案は多くの議論を巻き起こしました。その結果、2009 年 6 月 23 日に公共法案委員会に提出されたドラフトには、当初法案から多数の変更点が含まれています。これらの変更点には以下のような項目が含まれています。

- 本規定の対象となる適格法人とは、前年度の単体売上高あるいは同一グループの他の英国関連法人との合算売上高が 2 億ポンドを超える法人または単体あるいはその合算ベースでの貸借対照表上の総資産額が 20 億ポンドを超える法人で、英国で登記された企業と定義されています。これにより外国法人の英国支店、パートナーシップ、投資信託、OEIC、慈善団体、公共団体が除外されることが明確になりました。
- 対象となる税の種類は減少し、法人税、VAT、PAYE、保険プレミアム税、石油歳入税、印紙土地税、印紙準備税、関税ならびに間接税となりました。環境税並びに源泉税に関する義務報告は対象外となりました。
- 「適正な税務会計に関する内部統制」の定義の中に重要性の概念が取り入れられました。「最後の 1 ペニーまで正確に」計算する義務ではなく、むしろ「すべての重要な分野において、税債務額を正確に計算することができる」システムおよび体制が整備されていることが要求されます(注、歳入関税庁の指す「重要性」は監査あるいは会計で使用される「重要性」とは異なることが明らかにされています(下記参照))。

さらに具体的な内容に関しては 7 月末に予定されているガイダンスで発表されることになっています。ガイダンスに関する

歳入関税庁との協議において持ち上がった重要な項目で、法人が特に検討すべき点には以下のようなものが含まれません。

- SAO の人選: SAO は法人またはグループの全会計システムに統括責任を負う取締役または役員でなければなりません。多くのグループ、特に外資系グループには、組織構成によっては単独の SAO が存在しない場合も考えられます。歳入関税庁は複数の SAO を指名することが適切である場合には、それをグループに認めています。同様に、法的拘束力の問題が明らかに存在するにもかかわらず、英国外に居住する個人が SAO になることも認めています。
- 重要性: ドラフトで重要性の概念を導入してはいますが、歳入関税庁は、これは会計あるいは監査で使用される重要性の概念とは異なることを依然強調しています。ドラフトの中では「重要性」の定義に関して何も触れていないため、この言葉は通常の意味を持つものと考えられます。主眼は、エラーが発生した場合、そのエラーが会社の事業との関係においてどの程度重要であるか、また、そのエラーが会社のシステムまたはプロセスに起因するものであるかどうかと考えられます。
- 合理的な手続き: SAO は常識的な判断を働かせて、税務コンプライアンスのリスク管理をどのような手順で行うべきか、また、証明書に署名する際の根拠としてどのような裏づけが必要であるかを検討する必要があります。
- 開始時期: 歳入関税庁は適用初年度(12 月末決算については 2010 年度)については、SAO が適正性の検証を決算前に開始した場合、「法人が適切な税務会計に関する内部統制を構築、維持するための合理的な手続きを遂行する」義務を SAO が果たしたものと見なします。しかし、その内部統制が不備である場合、その事実を証明書に開示する義務が免れるわけではありません。このような開示がリスク査定の結果に悪影響を及ぼすであろう、ということは推測できます。
- どの手続きが範囲に入るか?: 当措置は税務申告書の該当課税期間ではなく会計年度を基準に適用されます。2010 年 12 月末を決算日とする場合、適用対象となる会計体制は 2009 年度会計報告書に関して行われる 2010 年の作業のみならず以下が含まれます。

法人税	<ul style="list-style-type: none"> <li>2010年に実施する2009年度税務申告書の作成作業</li> <li>過年度の申請あるいは選択に影響を与える2010年会計手続き作業</li> </ul>
VAT	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部が2009年度にまたがる2010年度実施の税額計算作業、例えば、2009年12月31日末四半期のVAT申告書作成作業</li> </ul>
PAYE	<ul style="list-style-type: none"> <li>2009/10年をカバーする2010年5月におけるP35作成作業、ただし申告作業の一環として作成される2010年1月以前の月額計算は除く</li> </ul>

## PwCのサービス

- 私どもには金融システムや、リスク・アシュランス、歳入関税庁との紛争解決、その他の税務の専門分野において税務管理の専門知識を有するスペシャリストからなるチームがあり、本規定のあらゆる側面から貴社をサポートすることが可能です。これら専門家は数多くのプロジェクトにおいて共同作業を行うことによって、すべての関連する税務問題に対応する調査、査定、そして改善へのアプローチを開発してきました。私どものアプローチは、SAOが本規定に基づく義務を遂行するのに最も効率的かつ効果の高い方法を見つけ出すために役立つことを目的として開発されました。
- 私どものレビューは水準が高く、迅速かつ効果的な費用で実施することができます。私どもは英国における最大の税務コンプライアンスサービス提供者として、業務から得た税務コンプライアンスに関する情報および経験を活用しつつ、税務手続きを取り巻く最新のベンチマーキング情報(大規模な国際グループの税務貢献度(Total Tax Contribution)調査結果による)によって、リスクと適切なコントロールを把握しつつ、貴社のプロセスの査定およびベンチマークの迅速な実行の助けとなることができます。

## 今すべきことは何か？

多くの法人が適切な内部統制を有しているであろうことは歳入関税庁も認めているものの、適正な水準でその根拠となる証明を提出するためには、それに関連する費用が発生します。まず最初に着手すべきことは、SAOが税務申告書を適正なものとして署名した根拠を歳入関税庁に対して証明できるかどうかにあります。この課題の対応策として私どもが薦めるのは、以下に示したような統制管理を示すための論理的なトップダウンのアプローチをとることです。この流れの一環として歳入関税庁における貴社担当のCRMと連絡をとることもまた要点となります。



<ul style="list-style-type: none"> <li>負担税額/課税額を検討し、リスクに基づいて優先順位を決定</li> <li>対象となる法人を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイレベルで対象範囲のプロセス、情報の流れ、システムを文書化</li> <li>リスクおよびコントロールの目標と照らし合わせつつ、重要な管理および監視手続きを検証、文書化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コントロール体制の弱点、欠陥の把握</li> <li>必要に応じ対応策を講じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己査定、内部監査によるテスト、あるいはその他の様々な方法によって、コントロールが実際に機能している証拠を入手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロセスおよび成果をSAO用にまとめる</li> </ul>
--	---	---	---	---

2010年に「適正」証明の提出を希望する法人は、以下の手続きをとる必要があります。

- 新年度開始前に、適正な税務会計に関する内部統制が整備されているかどうかを査定
- 内部統制が整備されていない場合には、必要な改善策を講じる

本件に関してご不明な点等ありましたら、ご遠慮なく以下の弊事務所ジャパンデスク職員または弊事務所の貴社担当者までご連絡頂ければ幸いです。

佐藤 穰治	020 7213 5486
金 保仁	020 7804 6737
Richard Johnston	020 7804 5117
福田 有紀子	020 7804 9207
清宮 陽二	020 7804 1382
杉山 裕一	020 7804 0210
永吉 正郎	020 7804 9347
プレスマン 彩	020 7212 6059
小坂 淳子	020 7212 6589